

○仮停止及び仮禁止の事務処理要領について

(平成6年10月1日甲通達運教第53号)

道路交通法第103条の2の規定に基づく運転免許の効力の仮停止及び同法第107条の5の規定（運転免許の効力の仮停止を準用する。）に基づく自動車等の運転の仮禁止に関する事務処理要領について、別添のとおり「仮停止及び仮禁止の事務処理要領」を定め、平成6年10月1日から実施することとしたので、本制度の積極的な運用に努められたい。

別添

仮停止及び仮禁止の事務処理要領

第1 趣旨

この処理要領は、署長（静岡県警察本部交通部高速道路交通警察隊の運営に関する訓令（平成24年県本部訓令第9号）第3条第1号に規定する高速道路等にあつては高速道路交通警察隊長。以下「署長等」という。）が行う運転免許の効力の仮停止及び自動車等の運転の仮禁止（以下「仮停止等」という。）について必要な事項を定めるものである。

第2 事実の認定

事実の認定に当たっては、実況見分、取調べの結果等を慎重に検討し、当該違反行為と交通事故の因果関係を明確にすること。

第3 処分の決定

1 仮停止等の処分に係る要否の判断は、次によるものとする。

(1) 仮停止等を必要とするもの

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第103条の2第1項各号に該当するもの

(2) 仮停止等を要しないもの

仮停止等の処分事由に該当する者が負傷又は病気のため、明らかに仮停止等の期間内に自動車及び一般原動機付自転車を運転することがないと判断されるもの

2 署長等は、仮停止等の処分をしようとするときは、仮停止・仮禁止事案発生速報（様式第1号）により、県本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に事案の概要及び処分を必要と認める理由を報告するものとする。

3 前記2の規定による報告をした署長等は、処分に係る交通事故の発生後（交通事故の救護措置義務違反にあつては、被疑者の検挙後）おおむね48時間以内に公安委員会が行う運転免許の取消し又は効力の停止（以下「本処分」という。）に関する書類を作成するものとする。

4 前記3の本処分に関する書類は、作成後速やかに運転免許課長に送付するものとする。

- 5 前記4の規定による送付をした署長等は、仮停止等の処分をすることの適否について、運転免許課長の意見を求めた上、当該処分を決定するものとする。

第4 処分の通知

- 1 仮停止等の通知は、処分決定後速やかに署（高速自動車国道等にあつては、高速道路交通警察隊。以下同じ。）において被処分者に仮停止・仮禁止処分通知書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第19の2。以下「仮停止等処分通知書」という。）を交付して行うこと。
- 2 仮停止等処分通知書の交付は、署長等の指名する巡査部長以上の階級にある警察官が行うこと。

第5 運転免許証の取扱い

- 1 仮停止等の処分をしたときは、被処分者から運転免許証、国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「免許証等」という。）の提出を受け、次のことを教示すること。
 - (1) 提出された免許証等は、被処分者の住所地の道府県警察本部等（警視庁又は道府県警察本部をいう。以下同じ。）の行政処分担当課へ送付するものであること。
 - (2) 仮停止等の期間内に他都道府県に住所を変更した場合は、速やかに、運転免許証を提出した被処分者にあつては仮停止等処分通知書を持参の上法第94条第1項の規定による届出を、国際運転免許証又は外国運転免許証を提出した被処分者にあつては仮禁止をした署長等に住所を変更した旨の通知をすべきこと。
 - (3) 前記(2)の届出又は通知をした場合は、提出された免許証等は、変更後の住所地の道府県警察本部等の行政処分担当課へ送付するものであること。
- 2 運転免許課長は、本処分の決定に要する期間及びその内容により、前記1の規定による教示の内容を変更する必要があると認めるときは、仮停止等の処分をする署長等に教示すべき内容を指示すること。

第6 免許情報記録個人番号カードの取扱い

仮停止等の処分をしたときは、被処分者から法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）の提示を受け、免許情報記録（法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。）を抹消するとともに、仮停止等の期間内に他都道府県に住所を変更した場合は、速やかに、仮停止等処分通知書を持参の上、法第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する法第94条第1項の規定による届出をすべきことを教示すること（法第95条の5第3項第2号の規定により住所変更等の届出を要しない場合を除く。）。

第7 弁明の機会の付与

- 1 仮停止等をしたときの弁明の機会の付与は、特別の事情がない限り署で行い、処分通知の際、仮停止等処分通知書記載の事項を口頭で説明し、その場で弁明することができる旨伝えとともに、次の事項を教示すること。

- (1) 弁明のため出頭する場合は、官庁執務時間内に行うこと。
- (2) 特にやむを得ない事情があるときは、弁明することができる期間を延長することができること。
- (3) 弁明は、弁明書を提出して行うことができること。
- 2 口頭による弁明が行われるときは、署長等の指名する巡査部長以上の階級にある警察官が弁明調書（様式第 2 号）に録取すること。
- 3 職員は、弁明書を受領したとき、又は弁明を録取したときは、速やかに署長等に報告すること。
- 4 署長等は、弁明書又は弁明調書の内容を検討した結果、仮停止等を行うことが適当でないと認めた場合には、本部長の指示を受けてその処分を取り消すこと。この場合において、当該処分を受けた者に対し速やかに当該処分の取消しを通知し、免許証等の返還又は特定免許情報（法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）の記録（当該処分を受けた者が処分執行時に運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有していた場合にあっては、運転免許証の返還及び特定免許情報の記録）を行うこと。

第 8 事後の手続

1 意見の聴取を行う場合の措置

- (1) 法第 104 条第 1 項の規定により、意見の聴取を行うときは、被処分者に対して意見の聴取の期日及び場所を通知すること。この場合において、意見の聴取通知書（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和 40 年県公委規則第 6 号）様式第 26 号）又は意見の聴取通知書（様式第 3 号）を正副 2 通作成し、正本を被処分者に交付すること。
- (2) 意見の聴取を通知するに当たり、意見の聴取の日時及び場所の記載は、本部長の指示したところにより行うこと。
- (3) 他都道府県の公安委員会からの依頼により意見の聴取の通知を行うときは、本部長の指示したところにより行うこと。
- (4) 意見の聴取通知書を交付するときは、副本の裏面に受領書（様式第 4 号）を印字し、被処分者に氏名等の記載を求めること。

2 意見の聴取を行わない場合の措置

法第 104 条第 1 項の規定により、意見の聴取を行わないときは、被処分者に対して本処分をする日時及び場所を通知すること。

3 仮停止・仮禁止通知書等の送付

法第 103 条の 2 第 5 項（法第 107 条の 5 第 10 項において準用する場合を含む。）の規定による送付は次によるものとする。

- (1) 送付する関係記録等

ア 仮停止・仮禁止通知書（道路交通法施行規則別記様式第 19 の 3。以下「仮停止等通知書」という。）

イ 被処分者から提出を受けた免許証等

ウ 事件関係書類

(2) 送付は、県本部運転免許課を経由して行うこと。

(3) 送付手続は、仮停止等の決定から、おおむね 3 日以内に行うこと。

4 運転車両等の措置

仮停止等を受ける者の運転車両等の措置は次によるものとする。

ア 車両を現場から移動する場合は、仮停止等制度の趣旨に鑑み、運転資格を有する他の者に行わせること。

イ 積載されている貨物については、被処分者、関係者等に対して適切な善後処置を講ずるよう指導すること。

第 9 対象事案処理の特例

交通事故発生地を管轄する署（以下「管轄署」という。）と交通事故を担当する署（以下「担当署」という。）が異なる場合は、次のとおり処理するものとする。

(1) 仮停止等対象事案が発生したときは、担当署の長は、仮停止・仮禁止事案発生速報により、速やかに管轄署の長へ通報する。

(2) 通報を受けた管轄署の長は、担当署の長と協議の上、仮停止等の要否を決定し、仮停止等を必要とするときは、次に掲げる事項を担当署の長に依頼する。

ア 仮停止等処分通知書の交付

イ 仮停止等通知書の送付

ウ 免許証及び免許情報記録個人番号カードの取扱い

エ 弁明の機会の付与

オ その他仮停止等に関する事務

(3) 担当署の長は、管轄署の長の名において依頼された事務を処理する。